○相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則

昭和47年3月31日
規則第16号

目次

第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　廃棄物の減量化及び資源化の推進(第3条―第6条)
第3章　廃棄物の適正な処理(第7条―第13条)
第4章　産業廃棄物の不適正処理の防止等(第14条―第21条)
第5章　生活環境影響調査結果の縦覧等(第22条―第27条)
第6章　収集の申込み等(第28条―第30条)
第7章　廃棄物処理手数料等(第31条―第33条)
第8章　廃棄物処理業等(第34条―第70条)
第9章　相模原市廃棄物減量等推進審議会等(第71条―第74条)
第10章　雑則(第75条―第78条)
附則

第1章　総則

(追加〔平成22年規則63号〕)

(趣旨)

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和58年規則10号・60年44号・平成5年10号・18年46号・22年63号〕)

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(一部改正〔昭和60年規則44号・平成5年10号・18年46号〕)

第2章　廃棄物の減量化及び資源化の推進

(追加〔平成22年規則63号〕)

(多量排出事業者)

第3条　条例第11条第1項の規則で定める多量排出事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの

(2)　年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの

(追加〔平成22年規則63号〕)

(減量化等計画書)

第4条　条例第11条第1項の規定による減量化等計画書は、毎年6月30日までに、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

(1)　多量排出事業者の名称及び所在地(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2)　廃棄物の発生する建物ごとに、排出する事業系一般廃棄物のそれぞれの種類についてのその年の3月31日以前の1年間における処理実績及びその年の4月1日以後の処理計画

(3)　事業系一般廃棄物の保管場所の有無

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　条例第11条第2項の規定による届出は、減量化等計画書に当該変更のあつた事項を記載して届け出るものとする。

(追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕)

(廃棄物管理責任者)

第5条　条例第12条の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあつた日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1)　多量排出事業者の名称及び所在地(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2)　当該事業用建築物の所在地

(3)　廃棄物管理責任者の役職及び氏名

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　廃棄物管理責任者は、多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

(追加〔平成22年規則63号〕)

(保管場所の設置基準)

第6条　条例第13条の事業系一般廃棄物の保管場所の設置の基準は、次のとおりとする。

(1)　事業系一般廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

(2)　事業系一般廃棄物を十分に収納することができる広さであること。

(3)　事業系一般廃棄物が飛散し、流失し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4)　ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(追加〔平成22年規則63号〕)

第3章　廃棄物の適正な処理

(追加〔平成22年規則63号〕)

(一般廃棄物の搬入申請等)

第7条　条例第19条第1項の規定による一般廃棄物の搬入の承認を受けようとする者は、一般廃棄物搬入申請書(以下「搬入申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定により搬入申請書の提出があつた場合において、搬入を承認するときは搬入できる期間(以下「搬入期間」という。)を定めて一般廃棄物搬入承認書(以下「搬入承認書」という。)を交付し、承認しないときはその旨を申請者に通知する。ただし、随時に搬入しようとする者(以下「随時搬入者」という。)については、搬入承認書の交付を省略することができる。

3　市長は、前項の規定により搬入承認書の交付を受けた者(以下「搬入者」という。)に対し、一般廃棄物搬入カード(以下「搬入カード」という。)を貸与する。

4　搬入者は、搬入承認書を亡失したときは一般廃棄物搬入承認書再交付申請書を、搬入カードを亡失し、又は毀損したときは一般廃棄物搬入カード亡失(毀損)届を、直ちに、市長に提出し、搬入承認書の再交付又は搬入カードの再貸与を受けなければならない。

5　第1項から前項までの規定は、産業廃棄物の搬入申請等について準用する。この場合において、第1項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「一般廃棄物搬入申請書」とあるのは「産業廃棄物搬入申請書」と、第2項中「一般廃棄物搬入承認書」とあるのは「産業廃棄物搬入承認書」と、第3項中「一般廃棄物搬入カード」とあるのは「産業廃棄物搬入カード」と、前項中「一般廃棄物搬入承認書再交付申請書」とあるのは「産業廃棄物搬入承認書再交付申請書」と、「一般廃棄物搬入カード亡失(毀損)届」とあるのは「産業廃棄物搬入カード亡失(毀損)届」と読み替えるものとする。

(追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号・31年11号・令和2年50号〕)

(受入基準)

第8条　条例第19条第2項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1)　本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。

(2)　一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じたものであること。

(3)　資源化することが適当であると認められるものでないこと。

(4)　前3号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な範囲で市長の指示に従つた措置がなされていること。

2　前項の規定は、産業廃棄物の受入基準について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(追加〔平成22年規則63号〕)

(搬入承認事項の変更申請)

第9条　条例第20条の規定による変更の承認を受けようとする者は、一般廃棄物搬入承認事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定により一般廃棄物搬入承認事項変更申請書の提出があつた場合において、搬入承認事項の変更を承認するときは搬入承認事項変更承認通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知する。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（内容審査）

第10条　事業者から事業系一般廃棄物の運搬の委託を受けた者は、当該事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときは、搬入確認書を市長に提出しなければならない。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（搬入承認の取消し等通知）

第11条　条例第22条第2項の規定による搬入の承認の取消し又は搬入の制限若しくは中止の通知は、搬入承認取消等通知書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（搬入承認書及び搬入カードの返納）

第12条　搬入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、搬入承認書及び搬入カードを市長に返納しなければならない。

(1)　搬入期間が満了したとき。

(2)　条例第22条第1項の規定により搬入の承認を取り消されたとき。

(3)　搬入者が搬入することを要しなくなつたとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（資源化の対象となる物）

第13条　条例第28条第1項の規定による資源化の対象となる物として市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

(1)　新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パツク及び紙製の容器包装物

(2)　びん類

(3)　かん類

(4)　金物類

(5)　布類

（追加〔平成22年規則63号〕）

第4章　産業廃棄物の不適正処理の防止等

（追加〔平成22年規則63号〕）

（実地確認の方法等）

第14条　条例第29条第1項及び第2項の規定による実地確認は、自らの実地における調査その他の方法により確認するものとする。

2　条例第29条第1項に規定する必要な事項は、委託に係る運搬又は処分が行われる施設における産業廃棄物の状況とする。

3　事業者は、条例第29条第1項の規定による実地確認を行つたときは、前項に規定する事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を行つた日から5年間保存するものとする。

(1)　確認を行つた年月日

(2)　確認を行つた者の氏名

(3)　確認の方法

4　条例第29条第2項に規定する必要な事項は、次に掲げるものとする。

(1)　委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況

(2)　委託に係る帳簿(法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。)その他の関係書類の保存の状況

5　事業者は、条例第29条第2項の規定による確認を行つたときは、前項に規定する事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を行つた日から5年間保存するものとする。

(1)　確認を行つた年月日

(2)　確認を行つた者の氏名

(3)　確認の方法

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・30年38号〕）

（保管場所の届出）

第15条　条例第30条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書により行うものとする。

2　前項の産業廃棄物保管場所届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　保管用地の登記事項証明書

(2)　保管用地が届け出た者の所有する土地でない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の使用の権原を証する書類の写し

(3)　保管用地の位置図

(4)　産業廃棄物を保管しようとする事業場の施設の配置図

3　条例第30条第1項第7号の規則で定める事項は、保管を終了する予定日とする。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（保管場所に係る適用除外の面積）

第16条　条例第30条第2項第1号の規則で定める面積は、100平方メートルとする。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（保管場所の変更の届出）

第17条　条例第30条第3項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所変更届出書により行うものとする。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（保管場所の廃止の届出）

第18条　条例第30条第4項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所廃止届出書により行うものとする。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（公表）

第19条　条例第14条第2項又は第32条の規定による公表は、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

2　条例第32条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　不適正処理を行つた者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3　条例第32条第4項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、次に掲げる事項を記載した書面により当該公表をしようとする者に通知するものとする。

(1)　当該公表をすることについて意見を聴く日時及び場所

(2)　公表される者の当該公表に係る意見の市長への提出期限

(3)　当該公表の予定日

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）

（改善計画書）

第20条　条例第34条第2項の規定により、市長から改善その他必要な措置を講ずるよう求められた者は、当該求めに応じた改善計画書を速やかに市長に提出し、その改善に努めなければならない。

（追加〔平成22年規則63号〕）

（命令）

第21条　条例第14条第1項、第17条第2項又は第28条第2項の規定による命令は、書面により行うものとする。

2　条例第17条第2項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づき適正な分別及び排出をしたときは、速やかに改善措置報告書を市長に提出しなければならない。

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）

第5章　生活環境影響調査結果の縦覧等

（追加〔平成22年規則63号〕）
（縦覧の告示）
第22条　条例第36条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。
(1)　対象施設の名称、種類及び設置場所
(2)　対象施設で処理する一般廃棄物の種類
(3)　対象施設の処理能力(施設が一般廃棄物の最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
(4)　縦覧の場所及び期間
(5)　意見書の提出先及び提出期限
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（縦覧の期間等）
第23条　条例第36条に規定する期間のうち、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する相模原市の休日は、条例第36条に規定する公衆の縦覧(以下この条において単に「縦覧」という。)に供しないものとする。
2　縦覧に供する時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
3　縦覧をしようとする者は、係員の指示に従うとともに、縦覧に供された書類を汚損し、若しくは破損し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
4　市長は、前項の規定に違反した者の縦覧を停止し、又は禁止することができる。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・30年38号〕）
（意見書の記載事項）
第24条　条例第37条第1項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　対象施設の名称
(3)　生活環境の保全上の見地からの意見
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（受託者による縦覧の届出）
第25条　条例第39条の規定による届出は、受託者の生活環境影響調査を終了した日から7日以内に、生活環境影響調査結果縦覧実施届出書により行わなければならない。
（追加〔平成30年規則38号〕）
（受託者が縦覧する旨の告示）
第26条　条例第40条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。
(1)　対象となる一般廃棄物処理施設の名称、種類及び設置場所
(2)　対象となる一般廃棄物処理施設で処理する一般廃棄物の種類
(3)　対象となる一般廃棄物処理施設の処理能力
(4)　縦覧の場所、期間及び時間
(5)　意見書の提出先及び提出期限
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（追加〔平成30年規則38号〕）
（受託者に対する意見書の記載事項）
第27条　第24条の規定は、条例第42条に規定する意見書について準用する。この場合において、第24条第2号中「対象施設」とあるのは、「対象となる一般廃棄物処理施設」と読み替えるものとする。
（追加〔平成30年規則38号〕、一部改正〔平成31年規則11号〕）
第6章　収集の申込み等
（追加〔平成22年規則63号〕）
（し尿の新規収集の申込み等）
第28条　し尿の収集を新たに定期に受けようとする場合は、あらかじめ、し尿収集申込(異動)届によつて、定期以外の場合にあつては電話等によつて市長に申し込まなければならない。
2　前項のし尿収集申込(異動)届の記載事項に変更があつたとき、又はし尿の収集を必要としなくなつたときは、速やかに、し尿収集申込(異動)届により市長に届け出なければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、この限りでない。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（浄化槽の清掃の申込み）
第29条　浄化槽の清掃を受けようとする者は、その都度、あらかじめ、電話等により申し込まなければならない。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（特定家庭用機器廃棄物及び粗大ごみの収集の申込み）
第30条　特定家庭用機器廃棄物又は粗大ごみ(以下これらを「粗大ごみ等」という。)の収集を受けようとする者は、その都度、あらかじめ、電話等により市長に申し込まなければならない。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
第7章　廃棄物処理手数料等
（追加〔平成22年規則63号〕）
（市が処理する粗大ごみ及び処理手数料）
第31条　条例別表第1備考2に規定する規則で定める粗大ごみは、別表第1品目名の欄に掲げるもの、最大の辺又は径が50センチメートル以上(電気製品にあつては30センチメートル以上)のものであつて、別表第2品目名の欄に掲げるもの及び別表第3に掲げるものとする。
2　条例別表第1に規定する粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの品目別に規則で定める額は、別表第1手数料の欄及び別表第2手数料の欄に掲げるとおりとする。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則6号・27年109号・30年38号〕）
（手数料の減免）
第32条　条例第45条第4項の規定による手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行い、当該各号に掲げる場合の手数料の種別等及び減免額は、別表第4のとおりとする。
(1)　災害のために市長が必要があると認めるとき。
(2)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。
(3)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
(4)　市内の公共的団体等が地域の美化活動を行つたとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
2　前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の場合で、市長が認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。
3　市長は、前項の一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出があつたときは、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書により通知するものとする。
4　第1項各号のいずれかに該当する場合で一般廃棄物を定期にごみ処理施設等に搬入するときの手数料の減額又は免除は、第2項の一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出があつた日の属する月の翌月から開始し、第1項各号に掲げる場合に該当しなくなつた日の翌日をもつて廃止する。
（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則6号・26年111号・30年38号〕）
（手数料又は費用の徴収方法）
第33条　条例第45条第5項の規定による一般廃棄物の処理手数料の徴収に関する事項は、次のとおりとする。
(1)　し尿の処理手数料は、納付金口座振替納付書又は納入通知書により徴収し、当該納期限は、次のとおりとする。
ア　第1期(1月、2月及び3月収集分)　4月30日
イ　第2期(4月、5月及び6月収集分)　7月31日

ウ　第3期(7月、8月及び9月収集分)　10月31日
エ　第4期(10月、11月及び12月収集分)　1月31日
(2)　前号の規定により難い場合のし尿の処理手数料は、納入通知書により徴収し、当該納期限は、し尿の収集を実施した日の属する月の翌月の末日とする。
(3)　浄化槽汚泥等を市が収集し、及び運搬するときの処理手数料は、納入通知書により徴収し、当該納期限は、浄化槽の清掃等を実施した日の属する月の翌月の末日とする。
(4)　特定家庭用機器廃棄物を市が収集し、運搬するときの手数料及び第31条第2項に規定する手数料は、市が収集し、及び運搬する前までに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により当該手数料の収納の事務を委託した者に納付するものとする。
(5)　市長は、前号の規定により手数料を納付した者に粗大ごみ収集シール(第1号様式)を交付するものとし、交付を受けた者は、当該シールを市が収集する粗大ごみ等に貼付するものとする。
(6)　第1号から第4号までに定めるもの以外の一般廃棄物の処理手数料は、第7条第2項の規定による搬入承認書の交付を受けたもの(随時搬入者を除く。)その他市長が認めるものから徴収する場合にあつては1月ごとに納入通知書により徴収し、当該納期限は、一般廃棄物を搬入した日の属する月の翌月の末日とし、その他の場合にあつては搬入の都度徴収する。
2　条例第46条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前項第6号の規定を準用する。この場合において、「第1号から第4号までに定めるもの以外の一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第7条第2項」とあるのは「第7条第5項の規定により準用する第7条第2項」と、「一般廃棄物を」とあるのは「産業廃棄物を」と読み替えるものとする。
3　条例第47条から第52条までに規定する許可申請手数料等は、その都度納入通知書により徴収し、当該納期限は、納入通知書を発行した日とする。
4　前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、徴収方法及び納期限を別に定めることができる。
(追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則109号・30年38号・31年11号〕)

第8章　廃棄物処理業等

(追加〔平成22年規則63号〕)

(一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可申請等)
第34条　法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可申請書又は浄化槽清掃業許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1)　事業計画書
(2)　申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(3)　申請者が法人である場合には、定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(4)　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらのものが法人である場合には、登記事項証明書)
(5)　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(6)　処理施設、処分施設、車庫、保管場所、積替施設その他処理施設の構造仕様書及び設計図並びに付近の見取図
(7)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
2　一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、許可申請事項変更申請書に前項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
3　一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業許可業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項に規定する事項を変更したとき、又は環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽規則」という。)第10条に規定する申請書若しくは添付書類の記載事項を変更したときは、許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。
(一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・12年20号・13年57号・15年121号・17年13号・18年46号・20年88号・21年10号・22年63号・24年85号・30年38号・令和元年47号〕)
(欠格要件該当届)
第35条　省令第2条の7、第10条の10の3及び第10条の24の届出書は、廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書とする。
2　省令第5条の5の3及び第12条の11の3の届出書は、廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書とする。
(追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・30年38号〕)
(一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可基準)
第36条　一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、法第7条第5項若しくは第10項又は浄化槽法第36条によるほか、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、一部を適用しないことができる。
(1)　本市内に住所を有する者(法人にあつては、本市内に事務所又は営業所を有する者)であること。
(2)　自ら事業を営む者であること。
(3)　一般廃棄物収集運搬業等にあつては、政令第3条各号に掲げる事項を実施するために必要な人員、車両(保管場所を有するものに限る。)、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
(4)　浄化槽清掃業にあつては、浄化槽規則第3条各号に掲げる事項を実施するために必要な人員、車両(保管場所を有するものに限る。)、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
(一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・13年57号・15年121号・18年46号・22年63号・30年38号〕)
(一般廃棄物収集運搬業等許可証又は浄化槽清掃業許可証の交付)
第37条　市長は、第34条第1項又は第2項の規定により申請書の提出があつた場合において、一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可、許可の更新又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業等許可証又は浄化槽清掃業許可証を申請者に交付する。
2　前項に規定する浄化槽清掃業許可証の有効期間は、2年とする。
(一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・9年63号・12年20号・111号・18年46号・22年63号・30年38号〕)
(一般廃棄物処理施設設置許可申請書)
第38条　法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書とする。
(追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・30年38号〕)
(一般廃棄物処理施設変更許可申請書)
第39条　省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書とする。
(追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・30年38号〕)
(一般廃棄物処理施設設置許可証等の交付)
第40条　市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を申請者に交付する。
(追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成22年規則63号・30年38号〕)
(一般廃棄物処理施設の設置の届出)
第41条　法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。
(追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・30年38号〕)
(非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置協議書)
第42条　省令第5条の10の3の協議書は、非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置協議書とする。
(追加〔平成30年規則38号〕)
(非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)
第43条　法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。
(追加〔平成30年規則38号〕)
(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書)

第44条　省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書とする。
（追加〔平成30年規則38号〕）
（産業廃棄物処理施設の設置者に係る非常災害のための一般廃棄物処理施設の設置の届出）
第45条　法第15条の2の5第2項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る非常災害のための一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。
（追加〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物処理施設変更届出書）
第46条　省令第5条の8第1項（省令第5条の10の10において準用する場合を含む。）の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・30年38号〕）
（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等の届出）
第47条　省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書により行うものとする。
（追加〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書）
第48条　省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項（省令第5条の10の12において準用する場合を含む。）の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設定期検査申請書）
第49条　省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書とする。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書）
第50条　省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書とする。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書）
第51条　省令第5条の5の5の申請書は、一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書とする。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の交付）
第52条　市長は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証を申請者に交付する。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書）
第53条　省令第5条の5の10の届出書は、一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書とする。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物熱回収報告書）
第54条　省令第5条の5の11の報告書は、一般廃棄物熱回収報告書とする。
（追加〔平成23年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕）
（一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書）
第55条　省令第5条の5第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書）
第56条　省令第5条の5の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書）
第57条　省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証等の交付）
第58条　市長は、法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証又は産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証を申請者に交付する。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成22年規則63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可申請書）
第59条　省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可申請書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成13年規則13号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可証等の交付）
第60条　市長は、法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置する法人の合併又は分割の認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可証又は産業廃棄物処理施設設置法人合併（分割）認可証を申請者に交付する。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成13年規則13号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（一般廃棄物処理施設相続届出書）
第61条　省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書とする。
（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（許可証等の再交付）
第62条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者、浄化槽清掃業許可業者、法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。）、法第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者又は法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者は、交付を受けた許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、直ちに、許可証等再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。
2　法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置する法人の合併又は分割の認可を受けた者は、交付を受けた認可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、直ちに、許可証等再交付申請書を市長に提出し、認可証の再交付を受けなければならない。
3　市長は、前2項の申請書の提出があつたときは、許可証又は認可証（以下「許可証等」という。）を再交付する。
（追加〔平成12年規則20号〕、一部改正〔平成12年規則111号・13年13号・15年121号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（許可証等の譲渡等の禁止）
第63条　許可証等は、これを譲渡し、又は貸与してはならない。
（追加〔平成12年規則20号〕、一部改正〔平成12年規則111号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（事業の廃止又は休止）
第64条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に廃止届を市長に提出しなければならない。
（一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・12年20号・111号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）
（許可の取消し等）
第65条　市長は、法第7条の3、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、事業停止命令書により行うものとする。
2　市長は、法第7条の4第1項若しくは第2項、第14条の3の2第1項若しくは第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書により行うものとする。
3　市長は、法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定により処理施設につき必要な改善を命じ、又は処理施設の全部若しくは一部の使用の停止を命ずるときは、改善命令書又は使用停止命令書により行うものとする。

4　市長は、法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3第1項若しくは第2項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書により行うものとする。

（一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・12年20号・13年13号・15年121号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（許可証の返還）

第66条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者、浄化槽清掃業許可業者、産業廃棄物収集運搬業等許可業者、法第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者又は法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者（以下「許可業者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1)　許可証の有効期間が満了したとき。

(2)　許可を取り消されたとき。

(3)　事業又は処理施設を廃止したとき。

2　許可業者等は、その事業若しくは処理施設の全部を休止したとき又は法第7条の3、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第9条の2第1項、第15条の2の7若しくは浄化槽法第41条第2項の規定によりその事業若しくは処理施設の全部の停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

（一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・12年20号・111号・13年13号・15年121号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（実績報告書の提出）

第67条　一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業許可業者は、廃棄物の収集、運搬又は処分に関する実績について、隔月の10日までに前2月の実績を一般廃棄物処理業務実績報告書又は浄化槽清掃業務実績報告書により市長に報告しなければならない。

（一部改正〔昭和53年規則25号・60年44号・平成5年10号・12年20号・111号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（再生利用指定の申請等）

第68条　省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定（以下「再生利用指定」という。）を受けようとする者は、再生利用指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、再生利用指定をしたときは、再生利用指定業指定証（以下「指定証」という。）を申請者に交付する。

3　再生利用指定を受けた者（以下「再生利用指定業者」という。）は、その再生利用指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用指定業変更指定申請書に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

4　第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5　再生利用指定業者は、その再生利用指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用指定業変更届に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

(1)　住所

(2)　氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

(3)　事務所及び事業場の所在地

(4)　再生利用の目的

(5)　再生利用の方法

(6)　取引関係

6　再生利用指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに、再生利用指定業指定証再交付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

7　市長は、前項の申請書の提出があつたときは、指定証を再交付する。

8　再生利用指定業者が、その再生利用指定業の指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用指定業廃止届に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

（追加〔平成12年規則20号〕、一部改正〔平成12年規則111号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（一般廃棄物処理施設使用前検査申請書）

第69条　省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書とする。

（追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成18年規則46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（処理施設の使用前検査済証）

第70条　市長は、前条又は省令第12条の4第1項の申請書の提出があつた場合において、法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設の使用前検査済証を交付する。

（追加〔平成12年規則20号〕、一部改正〔平成12年規則111号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

第9章　相模原市廃棄物減量等推進審議会等

（追加〔平成22年規則63号〕）

（相模原市廃棄物減量等推進審議会）

第71条　審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・30年38号〕）

第72条　審議会の庶務は、廃棄物事務主管課で処理する。

（追加〔平成5年規則10号〕、一部改正〔平成12年規則20号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

第73条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

（追加〔平成5年規則10号〕、一部改正〔平成12年規則20号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（相模原市廃棄物減量等推進員）

第74条　条例第60条の規定による相模原市廃棄物減量等推進員の任期は、1年とする。

2　相模原市廃棄物減量等推進員は、再任されることができる。

（追加〔平成5年規則10号〕、一部改正〔平成12年規則20号・22年63号・23年33号・24年94号・30年38号〕）

第10章　雑則

（追加〔平成22年規則63号〕）

（身分証明書）

第75条　条例第62条第3項に規定する証明書は、第2号様式とする。

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・24年94号・30年38号〕）

（手数料徴収職員証）

第76条　一般廃棄物処理手数料に係る徴収金の収納に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、一般廃棄物処理手数料徴収職員証（第3号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（追加〔昭和58年規則10号〕、一部改正〔昭和60年規則3号・平成5年10号・12年20号・111号・13年58号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

（様式）

第77条　この規則の規定により使用する書類の様式（第1号様式から第3号様式までを除く。）は、別に定める。

（追加〔平成18年規則46号〕、一部改正〔平成22年規則63号・23年33号・30年38号〕）

（委任）

第78条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

（一部改正〔昭和53年規則25号・58年10号・60年3号・平成5年10号・12年20号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

附　則

1　この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2　相模原市清掃条例施行規則（昭和30年相模原市規則第2号）は、廃止する。

附　則（昭和53年5月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年3月30日規則第10号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則（昭和60年3月25日規則第3号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
附　則(昭和60年12月25日規則第44号抄)
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この規則施行の際、現に改正前の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、なお従前の例による。
附　則(平成元年4月1日規則第24号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成5年3月30日規則第10号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附　則(平成9年4月1日規則第34号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成9年12月24日規則第63号)
この規則は、平成10年1月1日から施行する。
附　則(平成12年3月24日規則第20号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成12年9月29日規則第111号)
この規則は、平成12年10月1日から施行する。
附　則(平成13年3月1日規則第13号)
1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の次に1条を加える改正規定(第32条の2第2項に係る部分に限る。)、第34条第1項の改正規定(同項中「第26条第3項」を「第26条第5項」に改める部分を除く。)、同条第2項及び第35条の改正規定、別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える改正規定(別表第1手数料の欄に係る部分に限る。)並びに第35号様式を第36号様式とし、第34号様式の次に1様式を加える改正規定並びに次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。
(一部改正〔平成13年規則58号〕)
2　この規則による改正後の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第34条第1項第4号及び第5号の規定は、平成13年7月1日以後に相模原市に特定家庭用機器廃棄物又は粗大ごみの収集及び運搬を依頼した場合の手数料の納付等から適用し、同日前に特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を依頼した場合の手数料の納付等については、なお従前の例による。
附　則(平成13年5月31日規則第57号)
この規則は、平成13年6月1日から施行する。
附　則(平成13年6月11日規則第58号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成15年4月1日規則第79号)
この規則は、平成15年4月30日から施行する。
附　則(平成15年11月1日規則第114号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則(平成15年12月24日規則第121号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成16年2月27日規則第7号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則(平成17年3月7日規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成17年4月1日規則第48号)
1　この規則は、平成17年6月1日から施行する。
2　この規則の施行の日前に申込みがされた粗大ごみの収集及び運搬については、なお従前の例による。
附　則(平成18年3月19日規則第46号)
この規則は、平成18年3月20日から施行する。
附　則(平成19年3月9日規則第35号)
この規則は、平成19年3月11日から施行する。
附　則(平成20年3月28日規則第24号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附　則(平成20年9月30日規則第76号)
この規則は、平成20年10月1日から施行する。
附　則(平成20年11月30日規則第88号)
この規則は、平成20年12月1日から施行する。
附　則(平成21年2月27日規則第10号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附　則(平成22年3月31日規則第63号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附　則(平成23年2月28日規則第6号)
この規則は、平成23年3月1日から施行する。
附　則(平成23年3月31日規則第33号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附　則(平成24年7月2日規則第85号)
この規則は、平成24年7月9日から施行する。
附　則(平成24年10月1日規則第94号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成26年10月1日規則第111号抄)
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成27年10月1日規則第109号)
(施行期日)
1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定並びに第1号様式は、この規則の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについては、なお従前の例による。
附　則(平成30年3月30日規則第38号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附　則(平成31年3月29日規則第11号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(令和元年12月2日規則第47号)
この規則は、令和元年12月14日から施行する。
附　則(令和2年3月31日規則第50号)
(施行期日)
1　この規則は、令和2年10月1日から施行する。
(経過措置)

2　この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定並びに第1号様式は、この規則の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

別表第1(第31条関係)

（全部改正〔平成19年規則35号〕、一部改正〔平成22年規則63号・23年6号・27年109号・30年38号・令和2年50号〕）

区分	品目名		手数料(円)
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	アイロン		400
	ガステーブル(ガスこんろ、カセットこんろ)		400
	クッキングヒーター(電気こんろ)		400
	ストーブ類(ストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター等)		400
	タイプライター		400
	調理器(グリル鍋、炊飯器、トースター、パン焼き機、ホットプレート、ロースター、ポット、餅つき器等)		400
	電子レンジ		800
	ミシン	卓上型のもの	400
		卓上型以外のもの(付属の椅子を含む。)	1,600
家具・寝具・建具	布団(2枚まで。掛布団、敷布団、電気毛布等)		400
	ベッドマットレス	スプリング付きのもの	2,800
		スプリングの無いもの	400
趣味・スポーツ・レジャー用品	車又はオートバイ用のヘルメット		400
	工具類(電動工具に限る。)		400
	体重計		400
	ボウリング用のボール		400
その他	ポリタンク(灯油用)		400

備考　上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

別表第2(第31条関係)

（追加〔平成19年規則35号〕、一部改正〔平成21年規則10号・22年63号・27年109号・30年38号・令和2年50号〕）

区分	品目名		手数料(円)
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	映像・音響機器(アンプ、チューナー、レコーダー、プレーヤー、デッキ等で単体のもの。ただし、カラオケ演奏装置、スピーカー及びテレビアンテナを除く。)		400
	温水洗浄機付便座		400
	加湿器		400
	カラオケ演奏装置		400
	換気扇		400
	給湯器(電気温水器を除く。)	床置き型のもの	800
		床置き型以外のもの	400
	空気清浄機		400
	照明器具		400
	除湿機		400
	食器洗い乾燥機		800
	食器乾燥機		400
	ステレオセット	高さ及び幅が80cm未満のもの	800
		高さ又は幅が80cm以上のもの	1,600
	スピーカー	高さ及び幅が60cm未満のもの(1本)	400
		高さ又は幅が60cm以上のもの(1本)	800
	ズボンプレッサー		400
	扇風機		400
	掃除機		400
	調理台(ガス台、流し台等。ただし、システムキッチン等の一体型のものを除く。)		800
	テレビアンテナ		400
	電気こたつ(こたつ板を含む。)	最大の辺又は径が1m未満のもの	400
		最大の辺又は径が1m以上のもの	800
	電子レンジ台		800
	パソコン周辺機器(プリンター、スキャナー等)		400
	ファクシミリ(電話機と一体になつたものを含む。)		400
	布団乾燥機		400
	風呂釜		800
	ホットカーペット		400
	ワードプロセッサー		400
家具・寝具・建具	アコーディオンカーテン		400
	衣装箱(4箱まで)		400
	椅子	応接用で1人用のもの	800
		応接用で2人以上用のもの	1,600
		応接用椅子以外のもの	400
	衣類乾燥機台		400
	オーディオラック	高さ及び幅が1m未満のもの	800
		高さ又は幅が1m以上のもの	1,600
	カーペット、じゅうたん	広さが3畳以下のもの	400
		広さが3畳を超えるもの	800
	カラーボックス		400
	鏡台、姿見		800
	げた箱	高さ及び幅が1m未満のもの	800

		高さ又は幅が1m以上のもの	1,600
	サイドボード	高さ及び幅が1m未満のもの	800
		高さ又は幅が1m以上のもの	1,600
	スチール棚(背板及び側板が無いもの)	高さ及び幅が1m未満のもの	400
		高さ又は幅が1m以上のもの	800
	洗面化粧台		1,600
	建具(網戸、障子、ふすま等。ただし、玄関ドアを除く。)		400
	たんす(茶だんすを除く。)	高さ及び幅が1m未満のもの	800
		高さ又は幅が1m以上のもの	1,600
	ついたて		800
	机	両袖のもの	1,600
		両袖以外のもの	800
	テーブル	最大の辺又は径が1m未満のもの	800
		最大の辺又は径が1m以上のもの	1,600
	テレビ台	高さ及び幅が60cm未満のもの	400
		高さ又は幅が60cm以上のもの	800
	電話台		400
	戸棚(食器棚、茶だんす、本棚等)	高さ及び幅が1m未満のもの	800
		高さ又は幅が1m以上のもの	1,600
	ブラインド		400
	ベッド(ベッドマットレスを除く。)	シングル・セミダブル・ダブルベッド、二段ベッド、パイプベッド等	1,600
	ベビーベッド		400
	便器	高さが80cm未満の小便器	800
		高さが80cm未満の小便器以外のもの	1,600
	ロッカー	幅が60cm未満のもの	800
		幅が60cm以上のもの	1,600
	ワゴン	最大の辺又は径が1m未満のもの	400
		最大の辺又は径が1m以上のもの	800
趣味・スポーツ・レジャー用品	オルガン	電子オルガン	2,400
		電子オルガン以外のもの	1,600
	楽器(オルガンを除く。)	ドラムセット	1,600
		キーボード、ギター等	400
	クーラーボックス		400
	健康器具	電動式ランニングマシーン	800
		サイクリングマシーン、ぶら下がり器	800
		美容器具等	400
	工具類(大工道具等。ただし、電動工具を除く。)		400
	ゴムボート(底板付きのものを含む。)		800
	ゴルフ用具(一式又は単品)		400
	サーフボード		400
	車両装備品	ルーフボックス	800
		スキーキャリア、チャイルドシート等	400
	スキー用具(一式又は単品)		400
	スノーボード		400
	テント一式		400
	発電機(携帯用のものに限る。)		800
	マッサージ機	椅子型のもの	1,600
		椅子型以外のもの	400
その他	編み機		400
	傘(10本まで)		400
	傘立て		400
	車椅子		400
	コート掛け		400
	子供用遊具類	一輪車、ベビーバス、歩行器、ゆりかご、幼児用三輪車等	400
		滑り台、ブランコ	800
	コンポスト容器、ごみ箱		400
	作業用具類(くわ、じょれん、スコップ、竹ぼうき等)		400
	作業用台車		800
	室内用物干し(パイプハンガー等)		400
	自転車		800
	芝刈り機		400
	ショッピングカート、手押し車		400
	水槽		800
	スーツケース		400
	剪定枝等(1本の枝の太さが10cm以下、長さが2m以下のもので、1m程度の長さのひもで束ねたもの)		400
	漬物用たる		400
	トタン板(180cm×90cm。3枚まで)		400
	はしご、脚立		400

	ペット小屋	木製又はスチール製のもの	800
		木製又はスチール製以外のもの	400
	ベニヤ板(180cm×90cm。1枚)		400
	ベビーカー		400
	ホースリール台(ホースを含む。)		400
	物干竿(4本まで)		400
	物置	プラスチック製のもの	400
		プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1m未満のもの	1,600
		プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1m以上のもの	2,400
	浴槽(ポリエステル製のものに限る。)		1,600
上記以外(市が処理することが困難な物を除く。)	最大の辺又は径が1m未満の物で、重量が10kg以下のもの		400
	最大の辺又は径が1m未満の物で、重量が10kgを超えるもの		800
	最大の辺又は径が1m以上の物で、重量が20kg以下のもの		800
	最大の辺又は径が1m以上の物で、重量が20kgを超えるもの		1,600

備考　上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

別表第3(第31条関係)

(追加〔平成23年規則6号〕、一部改正〔平成31年規則11号〕)

品目名
コンクリートブロック
耐火金庫
漬物石(コンクリート製)
物干台(コンクリート製)
れんが

備考

1　上記の品目は、市が収集及び運搬を行わない。

2　上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

別表第4(第32条関係)

(追加〔昭和58年規則10号〕、一部改正〔昭和60年規則3号・44号・平成5年10号・12年20号・13年13号・15年114号・18年46号・19年35号・20年24号・22年63号・23年6号・26年111号・27年109号・30年38号〕)

適用条項	手数料の種別等		減免額
第32条第1項第1号	一般廃棄物の処理手数料		全額又はその都度状況を調査して決定する額
第32条第1項第2号及び第3号	し尿の処理手数料	生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者(以下「被扶助者等」という。)が便槽を使用しているとき。	全額
	浄化槽汚泥の処理手数料	被扶助者等が浄化槽を使用しているとき。	全額
	し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物の処理手数料		全額
第32条第1項第4号	し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物の処理手数料		全額

第1号様式(第33条関係)

(全部改正〔平成27年規則109号〕、一部改正〔平成30年規則38号〕、全部改正〔令和2年規則50号〕)

第１号様式(第３３条関係)

(その１)粗大ごみ収集シール(80 円)

粗　大　ご　み　収　集　シ　ー　ル

粗大ごみ等収集手数料	８０円
氏名	様

◎氏名又は受付番号を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。
◎領収日付印がないものは、収集しません。
◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。

領収日付印

相　模　原　市

(その２)粗大ごみ収集シール(400 円)

粗　大　ご　み　収　集　シ　ー　ル

粗大ごみ等収集手数料	４００円
氏名	様

◎氏名又は受付番号を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。
◎領収日付印がないものは、収集しません。
◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。

領収日付印

相　模　原　市

(その３)粗大ごみ収集シール(2,500 円)

粗　大　ご　み　収　集　シ　ー　ル
(特定家庭用機器廃棄物)

粗大ごみ等収集手数料	２，５００円
氏名	様

◎氏名又は受付番号を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。
◎領収日付印がないものは、収集しません。
◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。

領収日付印

相　模　原　市

第2号様式(第75条関係)

（追加〔平成22年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則33号・24年94号・30年38号〕）

第２号様式（第75条関係）

（表）

第　号

身　分　証　明　書

写真

所　　属

氏　　名

生年月日

上記の者は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第62条第1項及び第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

相模原市長　　印

（裏）

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(抜粋)

（立入検査等）

第62条　市長は、第30条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、産業廃棄物の保管に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2　市長は、前項及び法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3　前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（規格　縦6センチメートル、横9センチメートル）

第3号様式(第76条関係)

（追加〔昭和58年規則10号〕、一部改正〔昭和60年規則3号・平成元年24号・5年10号・12年20号・111号・13年58号・18年46号・22年63号・23年33号・30年38号〕）

第３号様式（第76条関係）

（表）

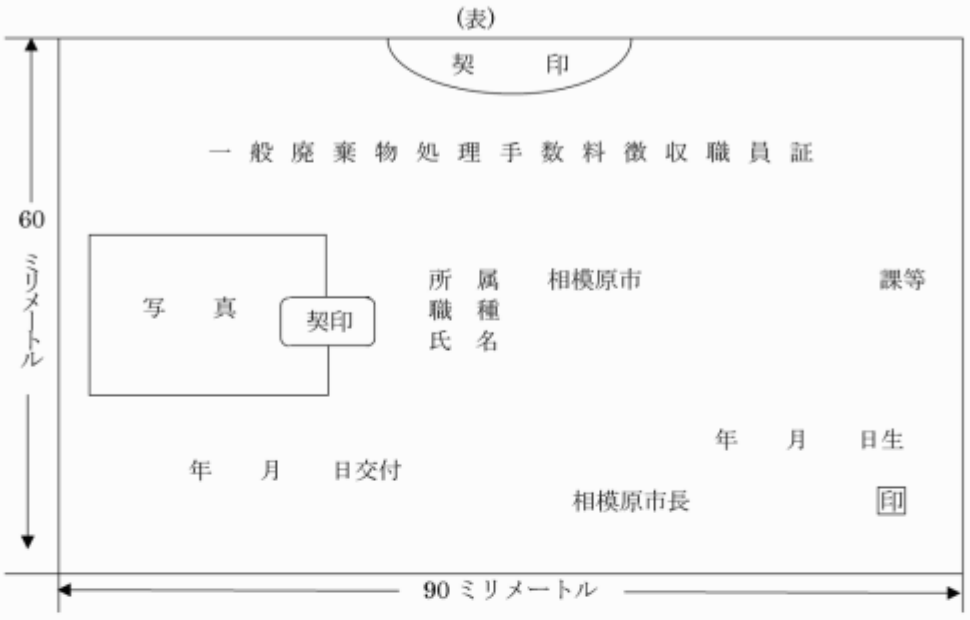

（裏）

1　本証は、一般廃棄物の処理手数料の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。